

半 期 報 告 書

(第88期中) 自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 9月30日

丸 三 証 券 株 式 会 社

(541016)

第88期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年12月20日に提出したデータに目次及び頁を付して印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

丸三証券株式会社

目 次

	頁
第88期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	4
3【関係会社の状況】	4
4【従業員の状況】	4
第2【事業の状況】	5
1【業績等の概要】	5
2【対処すべき課題】	8
3【経営上の重要な契約等】	11
4【研究開発活動】	11
第3【設備の状況】	12
1【主要な設備の状況】	12
2【設備の新設、除却等の計画】	12
第4【提出会社の状況】	13
1【株式等の状況】	13
2【株価の推移】	22
3【役員の状況】	22
4【業務の状況】	23
第5【経理の状況】	27
1【中間連結財務諸表等】	28
2【中間財務諸表等】	58
第6【提出会社の参考情報】	82
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	83
中間監査報告書	
平成19年3月期中間連結会計期間	
平成20年3月期中間連結会計期間	
平成19年3月期中間会計期間	
平成20年3月期中間会計期間	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第88期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 長尾 榮次郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店
(横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店
(秩父市番場町10番4号)

名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店
(大阪市中央区南本町一丁目7番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	11,444	10,745	11,570	29,850	22,208
純営業収益 (百万円)	11,276	10,550	11,366	29,506	21,813
経常利益 (百万円)	3,628	2,496	3,337	12,996	5,748
中間(当期)純利益 (百万円)	782	2,384	1,961	7,047	4,092
純資産額 (百万円)	52,928	54,245	52,886	60,806	55,413
総資産額 (百万円)	129,427	137,458	116,210	167,576	127,430
1株当たり純資産額 (円)	722.54	736.42	716.63	827.04	751.61
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	10.62	32.42	26.61	95.22	55.60
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 (円)	10.60	32.32	26.58	94.87	55.46
自己資本(株主資本)比率 (%)	40.89	39.46	45.48	36.28	43.47
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,221	9,466	4,227	107	12,186
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	201	1,386	103	1,308	1,368
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,610	7,924	1,466	2,558	8,678
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	11,186	6,612	11,307	6,446	8,611
従業員数 (名)	850	897	962	803	838
[ほか平均臨時雇用者数] (名)	[98]	[118]	[118]	[111]	[119]

(注) 1 第86期までの上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{資本合計}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100(\%)$$

第87期以降の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} \cdot \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

- 2 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	11,444 (9,225)	10,745 (8,487)	11,570 (9,778)	29,849 (24,993)	22,216 (17,605)
純営業収益 (百万円)	11,276	10,549	11,362	29,506	21,818
経常利益 (百万円)	3,462	2,379	3,236	12,615	5,525
中間(当期)純利益 (百万円)	1,593	2,330	1,909	7,766	3,963
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	75,282	75,282	75,282	75,282	75,282
純資産額 (百万円)	52,797	53,962	52,479	60,570	55,057
総資産額 (百万円)	128,747	137,117	115,962	166,987	127,133
1株当たり純資産額 (円)	720.75	732.58	711.13	823.83	746.79
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	21.63	31.69	25.91	105.00	53.86
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 (円)	21.59	31.59	25.88	104.62	53.71
1株当たり配当額 (円)		10.00	10.00	110.00	70.00
自己資本(株主資本)比率 (%)	41.01	39.35	45.23	36.27	43.29
自己資本規制比率 (%)	665.3	600.5	692.1	573.2	647.1
従業員数 (名)	842	890	953	796	831
[ほか平均臨時雇用者数] (名)	[98]	[105]	[106]	[98]	[106]

(注) 1 第86期の1株当たり配当額110円には、特別配当50円を含んでおります。第87期の1株当たり配当額70円(1株当たり中間配当額10円)には、特別配当50円を含んでおります。

2 第86期までの上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{資本合計}}{\text{負債・資本合計}} \times 100(\%)$$

第87期以降の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本(株主資本)比率} = \frac{\text{純資産 - 新株予約権}}{\text{負債・純資産合計}} \times 100(\%)$$

3 第87期までの自己資本規制比率は旧「証券取引法」に、第88期以降の自己資本規制比率は「金融商品取引法」に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

4 営業収益には消費税等は含まれておりません。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

	従業員数(名)
連結会社合計	962 [118]

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社の事業は投資・金融サービス業という単一事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数が当中間連結会計期間において124名増加しておりますが、これは主として平成19年4月1日付で新卒採用を行ったことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	
	953 [106]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員65名、投信債券歩合外務員22名は含まれておりません。
- 3 従業員数が当中間連結会計期間において122名増加しておりますが、これは主として平成19年4月1日付で新卒採用を行ったことによるものです。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の当企業集団の営業収益は115億70百万円（前中間連結会計期間比107.7%）、これから金融費用を差し引いた純営業収益は113億66百万円（同107.7%）となりました。販売費・一般管理費は82億93百万円（同100.6%）で、経常利益は33億37百万円（同133.7%）、中間純利益は19億61百万円（同82.3%）となりました。

(1) 業績の概況

受入手数料

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	委託手数料	5,257	11	22		5,291
	引受・売出し手数料	83	38			122
	募集・売出しの取扱い手数料	0	16	1,887		1,903
	その他の受入手数料	56	8	1,082	22	1,169
	計	5,398	74	2,992	22	8,487
当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	委託手数料	5,307	8	26		5,343
	引受・売出し手数料	9	33			42
	募集・売出しの取扱い手数料	0	20	2,656		2,677
	その他の受入手数料	46	9	1,643	14	1,714
	計	5,363	72	4,327	14	9,778

受入手数料の合計は97億78百万円（前中間連結会計期間比115.2%）となりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

委託手数料

株式市場は今年2月に起こった世界同時株安から着実な立ち直りを見せ、日経平均は7月には世界同時株安後の高値をつけるなど、2月につけた年初来高値に迫る勢いで回復基調を辿りました。しかし米国のサブプライムローン（信用力が低い個人向け住宅融資）焦げ付きの問題が再燃したことにより、住宅ローン担保証券などの価格の下落、ヘッジファンドの破綻へと波紋が広がり、再び世界同時株安の様相となり、8月安値までの大幅な調整を余儀なくされました。その後は米国F R B（連邦準備制度理事会）による緊急の公定歩合引き下げやF F レート（政策金利）引き下げを機に、徐々に落ち着きを取り戻す展開となりました。

このような状況の中、当社の株式委託売買代金は2兆6,244億円（前中間連結会計期間比86.2%）、株式委託手数料は53億7百万円（同101.0%）となりました。また債券委託手数料は8百万円（同75.5%）にとどまりました。

引受・売出し手数料

引受・売出し手数料は42百万円（前中間連結会計期間比35.0%）となりました。株券が9百万円（同11.2%）、債券が33百万円（同87.0%）でした。

募集・売出しの取扱い手数料

募集・売出しの取扱い手数料は26億77百万円（前中間連結会計期間比140.6%）となりました。その主なものは投資信託の募集手数料であり、26億56百万円（同140.7%）でした。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は17億14百万円（前中間連結会計期間比146.6%）となりました。その主なものは投資信託の代行手数料であり、16億43百万円（同151.8%）でした。

トレーディング損益

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	4	0	4	54	0	54
債券等・その他のトレーディング 損益	1,427	8	1,436	876	11	865
債券等トレーディング損益	1,312	11	1,323	734	0	735
その他のトレーディング損益	114	2	112	141	12	129
計	1,422	8	1,431	930	11	919

トレーディング損益は9億19百万円（前中間連結会計期間比64.2%）の利益となりました。株券等は54百万円の利益（前中間連結会計期間4百万円の損失）で、債券等は7億35百万円（前中間連結会計期間比55.6%）の利益、為替等は1億29百万円（同115.6%）の利益でした。

金融収支

金融収益は8億72百万円（前中間連結会計期間比105.5%）、金融費用は2億4百万円（同105.0%）、差引金融収支は6億68百万円（同105.7%）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は82億93百万円（前中間連結会計期間比100.6%）となりました。主なものは、広告宣伝費を含む取引関係費8億34百万円（同86.6%）、人件費43億72百万円（同105.1%）、不動産関係費10億56百万円（同106.4%）、事務費7億91百万円（同92.6%）でした。

(2) キャッシュ・フローの概況

営業活動の結果得られた現金及び現金同等物（以下「資金」という）は42億27百万円（前中間連結会計期間は94億66百万円の収入）となりました。収入の主な内訳は、顧客分別金信託の減少額や税金等調整前中間純利益などであり、支出の主な内訳は、信用取引資産及び信用取引負債の増減額や法人税等の支払額などです。

投資活動の結果支出した資金は1億3百万円（前中間連結会計期間は13億86百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得に伴う支出によるものです。

財務活動の結果支出した資金は14億66百万円（前中間連結会計期間は79億24百万円の支出）となりました。短期借入金の純増による収入がありましたが、主に配当金の支払いにより支出超過となりました。

この結果、当中間連結会計期間における資金は、113億7百万円で、前連結会計年度末より26億96百万円増加しました。

(3) トレーディング業務の概況

トレーディング商品の残高は次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部のトレーディング商品	7,044	1,529
商品有価証券等	7,044	1,529
債券	7,044	1,529
デリバティブ取引	0	
為替予約取引	0	
負債の部のトレーディング商品		11
デリバティブ取引		11

なお、「業績等の概要」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成18年5月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社株券等（注）1の大規模買付行為（下記に定義されます。）に関する「濫用的企業買収に対する対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」と言います。）」を導入することを決議し、平成18年6月27日開催の当社定時株主総会で可決、承認されております。

本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)2の議決権割合(注)3を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

因みに、上記の「大規模買付行為」に該当するか否かに関する議決権割合の数値基準として、本対応方針では15%を基準とさせていただくこととしておりますが、これは、米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15%を対抗措置の発動基準として用いている例が散見されるようになってきていること、企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられている等々の事情を総合的に勘案したものです。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（1）基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社株主の皆様の共同利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。かかる大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ないし株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、或いは対象となる会社の取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さないものも少なくありません(以下、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さない買収一般を総称して「濫用的企業買収」といいます。)

将来当社が、このような濫用的企業買収の対象となった場合には、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上に向けて行ってきた当社の取組みが途絶し、結果として当社株主の皆様が将来獲得できる利益を害することも考えられます。

また、当社には親会社等の支配株主や安定株主が存在しないことや、いわゆる持合解消の趨勢のもと、当社株式の市場における流動性が高まっていること等々に鑑みると、当社に関しては、当社株主の皆様に必要な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を一概に否定できないものと考えられます。

勿論、大規模買付行為に該当する買付行為であっても、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配の移転を伴う大規模な買付けの提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社株主の皆様が仮に大規模買付行為に係る提案を受けた場合に、当社の企業価値を構成する諸要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為に応じることの是非を適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様にとって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うとともに、当社の企業価値を損なう、ないしは当社株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為についてはこれを抑止する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認により「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)」(以下、本対応方針といいます。)を導入しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」(当社ホームページ(アドレス <http://www.marusan-sec.co.jp>))にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社株券等を対象とする大規模買付行為を行う者(以下、大規模買付行為者といいます。)が現れた場合、当社は、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合又は濫用的企業買収に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、原則として、大規模買付行為者及びその関係者による権利行使は認められないとの差別的行使条件を付した新株予約権の発行を決議します。

なお、当社取締役会は、差別的行使条件付新株予約権の発行決議を行うに際しては、必ず社外取締役及び社外の有識者で構成する特別委員会にその是非を諮問しなければならず、特別委員会が行う勧告を最大限尊重いたします。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められる場合には、当社は新株予約権の発行を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ) に記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成18年6月27日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また本対応方針では、大規模買付行為者を除き、当社の議決権の2分の1以上を有する当社株主の皆様（ただし大規模買付行為者を除きます。）が大規模買付行為者が行う公開買付に応じる意思を表明した場合には新株予約権の発行ができないこととしている他、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様の意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の発行を決議できないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

- (注) 1 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下2「対処すべき課題」において同じです。
- 2 特定株主グループとは、当社の株券等の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、当社の株券等の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、上記又はの者の関係者(又はの者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。以下2「対処すべき課題」において同じです。
- 3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、()特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとし、)又は()特定株主グループが当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済み株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書に及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下2「対処すべき課題」において同じです。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,282,940	75,282,940	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	75,282,940	75,282,940		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成14年6月21日）		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 387(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日から 平成20年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1(注)1	1(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 441(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

株主総会の特別決議日（平成16年6月24日）		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	6(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 678(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成22年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。

この他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	158(注)1	147(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158,000	147,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 767(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く）するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。

この他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	920（注）1	920（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	5	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000	92,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,699（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日（平成19年7月13日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	1,040（注）1	1,040（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	5	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000	104,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- 5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日		75,282		10,000		3,590

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	5,811	7.72
財団法人長尾自然環境財団	東京都台東区下谷三丁目10番10号	4,746	6.30
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,365	4.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,171	4.21
シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービスエルエルシー (常任代理人)シテイバンク銀行株式会社	200 LIBERTY STREET, ONE WORLD FINANCIAL CENTRE, NY5A7 NEW YORK, NY 10281 (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,972	3.95
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	2,000	2.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,932	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,327	1.76
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウン トルクセンブルゲノンレジデ ントドメスティックレート (常任代理人)スタンダードチャ ータード銀行	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー21階)	1,204	1.60
長尾 愛一郎	東京都大田区田園調布四丁目2番6号	902	1.20
計		27,434	36.44

- (注) 1 当社は自己株式 1,526,332株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.03%)を所有しておりますが、上記には記載しておりません。
- 2 当社は日本生命保険相互会社及びその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から、平成17年8月15日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年7月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、平成19年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,811	7.72
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	43	0.06

- 3 当社は三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成19年10月19日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、同年10月12日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、平成19年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,854	5.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,932	2.57
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,789	2.38

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,526,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,614,600	736,146	
単元未満株式	普通株式 142,040		
発行済株式総数	75,282,940		
総株主の議決権		736,146	

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

- 2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ5,000株(議決権50個)及び25株含まれております。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目5番2号	1,526,300		1,526,300	2.03
計		1,526,300		1,526,300	2.03

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,639	1,629	1,498	1,395	1,337	1,189
最低(円)	1,446	1,435	1,355	1,250	1,110	975

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長 営業本部・法人本部・引受本部・通信販売部管掌	代表取締役副社長 営業本部・法人本部・引受部・企業部・通信販売部管掌	清水 俊文	平成19年8月1日
取締役 法人本部長、債券部長	取締役 法人本部長、債券部担当	中野 茂	平成19年8月1日
取締役 企画部管掌、人事部・総務部・労務担当	取締役 企画部管掌、人事部・総務部・秘書室・労務担当	高橋 耕司	平成19年8月1日

なお、前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 引受本部長	執行役員 引受部・企業部担当	田中 明彦	平成19年8月1日

4 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第87期中 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	委託手数料	5,257	11	22		5,291
	引受・売出し手数料	83	38			122
	募集・売出しの取扱い手数料	0	16	1,887		1,903
	その他の受入手数料	56	8	1,082	22	1,169
	計	5,398	74	2,992	22	8,487
第88期中 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	委託手数料	5,307	8	26		5,343
	引受・売出し手数料	9	33			42
	募集・売出しの取扱い手数料	0	20	2,656		2,677
	その他の受入手数料	46	9	1,643	14	1,714
	計	5,363	72	4,327	14	9,778

(2) トレーディング損益の内訳

区分	第87期中 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)			第88期中 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	4	0	4	54	0	54
債券等・その他のトレーディング損益	1,427	8	1,436	876	11	865
債券等トレーディング損益	1,312	11	1,323	734	0	735
その他のトレーディング損益	114	2	112	141	12	129
計	1,422	8	1,431	930	11	919

(3) 自己資本規制比率

		第87期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	第88期中間会計期間末 (平成19年9月30日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	48,503	46,957
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	4,722	4,785
	証券取引責任準備金等	718	792
	一般貸倒引当金	4	69
	長期劣後債務		
	短期劣後債務		
	計 (B)	5,444	5,647
控除資産	(C)	6,515	5,809
固定化されていない自己資本の額	(A) + (B) - (C) (D)	47,432	46,795
リスク相当額	市場リスク相当額	1,967	1,439
	取引先リスク相当額	1,807	1,488
	基礎的リスク相当額	4,123	3,832
	計 (E)	7,897	6,760
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	600.5	692.1

(注) 上記の自己資本規制比率は決算数値を基に算出しております。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	2,294,513	425,086	2,719,599
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	1,926,277	501,046	2,427,323

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	8,787	269,009	277,797
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	5,371	207,866	213,237

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	10,703	16,553	27,257
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	9,072	21,120	30,193

ニ その他

該当事項はありません。

証券先物取引等の状況

イ 株式に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		51,984	14,200		66,184
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		91,071	715		91,786

□ 債券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	37,523	14,924			52,447
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	83,695				83,695

(5) 有価証券の引受け・売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況

イ 株券

期別	引受高(百万円)	売出高(百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	2,869	2,963		4	
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	669	678		0	

□ 債券

第87期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

種類	引受高(百万円)	売出高(百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
国債証券	0				
地方債証券	12,025		12,408		
特殊債券			5,000		
社債券	1,060		1,060		
合計	13,085		18,468		

第88期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

種類	引受高(百万円)	売出高(百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
国債証券					
地方債証券	10,000		10,438		
特殊債券			5,750		
社債券	1,519		1,519		
合計	11,519		17,707		

八 受益証券

期別	引受高(百万円)	売出高(百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期中 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			437,219		
第88期中 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			466,511		

二 その他

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金		6,652		11,307		8,611	
預託金		24,955		22,599		27,923	
顧客分別金信託		24,853		22,498		27,822	
その他の預託金		101		101		101	
トレーディング商品		7,044		1,529		1,741	
商品有価証券等	4	7,044		1,529		1,740	
デリバティブ取引		0				0	
約定見返勘定				64		725	
信用取引資産		75,781		58,271		65,486	
信用取引貸付金		75,165		57,777		65,098	
信用取引借証券担保金		615		493		387	
立替金		11		82		6	
募集等払込金		2,906		3,122		3,144	
短期差入保証金		80					
短期貸付金		2,810		2,805		2,808	
未収収益		1,562		1,555		1,450	
その他の有価証券		180		140		152	
繰延税金資産		441		553		548	
その他流動資産		93		105		120	
貸倒引当金		3,085		3,150		3,085	
流動資産計		119,433	86.9	98,987	85.2	109,632	86.0
固定資産							
有形固定資産	1 2	3,853		3,391		3,523	
無形固定資産		1,259		914		1,103	
投資その他の資産		12,912		12,916		13,170	
投資有価証券	2	11,900		11,852		12,078	
長期貸付金		1		1		1	
長期差入保証金		755		837		838	
長期前払費用		19		19		16	
その他		236		206		235	
固定資産計		18,025	13.1	17,222	14.8	17,797	14.0
資産合計		137,458	100.0	116,210	100.0	127,430	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
トレーディング商品				11		93	
商品有価証券等						93	
デリバティブ取引				11			
約定見返勘定		5,395					
信用取引負債		33,903		17,210		27,000	
信用取引借入金	2	31,224		15,107		23,844	
信用取引貸証券受入金		2,679		2,102		3,155	
預り金		16,208		15,797		16,021	
受入保証金		15,749		14,317		15,490	
短期借入金	2	4,110		6,970		4,070	
未払法人税等		491		1,362		1,539	
賞与引当金		822		929		892	
役員賞与引当金						30	
その他流動負債		627		788		706	
流動負債計		77,309	56.2	57,388	49.4	65,843	51.7
固定負債							
繰延税金負債		2,895		2,924		2,999	
退職給付引当金		1,953		1,675		1,877	
役員退職慰労引当金						205	
長期未払金				239			
その他固定負債		336		304		318	
固定負債計		5,186	3.8	5,143	4.4	5,399	4.2
特別法上の準備金							
証券取引責任準備金		718		792		774	
特別法上の準備金計	6	718	0.5	792	0.7	774	0.6
負債合計		83,213	60.5	63,324	54.5	72,017	56.5
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		10,000		10,000		10,000	
資本剰余金		3,677		3,692		3,682	
利益剰余金		36,776		35,287		37,747	
自己株式		952		897		927	
株主資本合計		49,501	36.0	48,082	41.4	50,502	39.6
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		4,737		4,774		4,892	
評価・換算差額等 合計		4,737	3.4	4,774	4.1	4,892	3.8
新株予約権		6	0.0	29	0.0	18	0.0
純資産合計		54,245	39.5	52,886	45.5	55,413	43.5
負債純資産合計		137,458	100.0	116,210	100.0	127,430	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
受入手数料		8,487		9,778		17,604	
委託手数料		5,291		5,343		10,838	
引受・売出し手数料		122		42		221	
募集・売出しの 取扱い手数料		1,903		2,677		4,022	
その他		1,169		1,714		2,522	
トレーディング損益		1,431		919		2,991	
その他有価証券売買損益						8	
金融収益		827		872		1,620	
営業収益計		10,745	100.0	11,570	100.0	22,208	100.0
金融費用		194	1.8	204	1.8	395	1.8
純営業収益		10,550	98.2	11,366	98.2	21,813	98.2
販売費・一般管理費							
取引関係費		963		834		1,848	
人件費	1	4,160		4,372		8,323	
不動産関係費		992		1,056		2,011	
事務費		854		791		1,591	
減価償却費		645		547		1,288	
租税公課		85		86		175	
貸倒引当金繰入		0		69			
その他		541		535		1,107	
販売費・一般管理費計		8,244	76.7	8,293	71.7	16,344	73.6
営業利益		2,306	21.5	3,073	26.6	5,468	24.6
営業外収益	2	204	1.9	272	2.4	301	1.4
営業外費用	3	13	0.1	7	0.1	21	0.1
経常利益		2,496	23.2	3,337	28.8	5,748	25.9
特別利益							
固定資産売却益	4	15		0		34	
前期損益修正益				8			
投資有価証券売却益		15		0		57	
貸倒引当金戻入						0	
その他		1		4		1	
特別利益計		33	0.3	13	0.1	94	0.4
特別損失							
役員退職慰労引当金繰入						174	
投資有価証券評価減		49		33		53	
固定資産売却損	5	3		3		9	
投資有価証券売却損						0	
証券取引責任準備金繰入		57		18		113	
減損損失	6	1				1	
特別損失計		112	1.0	55	0.5	353	1.6

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
税金等調整前中間(当期) 純利益		2,417	22.5	3,296	28.5	5,489	24.7
法人税、住民税及び事業税		480	4.5	1,344	11.6	1,958	8.8
法人税等調整額		447	4.2	9	0.1	561	2.5
中間(当期)純利益		2,384	22.2	1,961	17.0	4,092	18.4

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	10,000	3,657	42,522	1,047	55,132
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			8,080		8,080
役員賞与の支給(注)			50		50
中間純利益			2,384		2,384
自己株式の取得				24	24
自己株式の処分		20		118	139
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		20	5,746	94	5,631
平成18年9月30日残高(百万円)	10,000	3,677	36,776	952	49,501

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,673	5,673		60,806
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				8,080
役員賞与の支給(注)				50
中間純利益				2,384
自己株式の取得				24
自己株式の処分				139
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	935	935	6	929
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	935	935	6	6,560
平成18年9月30日残高(百万円)	4,737	4,737	6	54,245

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,682	37,747	927	50,502
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			4,422		4,422
中間純利益			1,961		1,961
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分		10		34	44
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		10	2,460	30	2,419
平成19年9月30日残高(百万円)	10,000	3,692	35,287	897	48,082

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,892	4,892	18	55,413
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				4,422
中間純利益				1,961
自己株式の取得				3
自己株式の処分				44
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	118	118	11	107
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	118	118	11	2,527
平成19年9月30日残高(百万円)	4,774	4,774	29	52,886

前連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年 3月31日残高(百万円)	10,000	3,657	42,522	1,047	55,132
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			8,080		8,080
役員賞与の支給(注)			50		50
当期純利益			4,092		4,092
剰余金の配当			736		736
自己株式の取得				29	29
自己株式の処分		24		149	174
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		24	4,775	119	4,630
平成19年 3月31日残高(百万円)	10,000	3,682	37,747	927	50,502

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年 3月31日残高(百万円)	5,673	5,673		60,806
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				8,080
役員賞与の支給(注)				50
当期純利益				4,092
剰余金の配当				736
自己株式の取得				29
自己株式の処分				174
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	780	780	18	762
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	780	780	18	5,393
平成19年 3月31日残高(百万円)	4,892	4,892	18	55,413

(注) 平成18年 6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		2,417	3,296	5,489
減価償却費		645	547	1,288
貸倒引当金の増加額又は 減少額()		0	65	0
退職給付引当金の 減少額()		72	201	149
役員退職慰労引当金の 増加額又は減少額()			205	205
賞与引当金の増加額又は 減少額()		381	37	311
役員賞与引当金の増加額 又は減少額()			30	30
証券取引責任準備金の 増加額		57	18	113
受取利息及び受取配当金		954	1,043	1,808
支払利息		194	204	395
有形固定資産等の評価減、 売却損益		9	3	24
投資有価証券の評価減、 売却損益		39	38	20
顧客分別金信託の減少額		11,975	5,323	9,007
貸付金の減少額		90	3	92
立替金及び預り金の増減額		2,739	300	2,920
トレーディング商品の 増減額		2	790	726
信用取引資産及び信用 取引負債の増減額		9,281	2,574	12,673
受入保証金の減少額()		6,354	1,172	6,613
取締役賞与の支払額		50		50
その他		803	188	965
小計		13,336	4,990	15,745
利息及び配当金の受取額		925	961	1,871
利息の支払額		192	206	389
法人税等の支払額		4,602	1,517	5,041
営業活動による キャッシュ・フロー		9,466	4,227	12,186

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の払戻による 収入				40
投資有価証券の売却 による収入		109	0	222
有形固定資産等の取得 による支出		1,540	104	1,713
その他(純額)		43		81
投資活動による キャッシュ・フロー		1,386	103	1,368
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額			2,900	40
自己株式の取得による 支出		24	3	29
自己株式の売却による 収入		139	44	174
配当金の支払額		8,039	4,406	8,782
財務活動による キャッシュ・フロー		7,924	1,466	8,678
現金及び現金同等物に係る 換算差額		9	38	24
現金及び現金同等物の増加 額		165	2,696	2,164
現金及び現金同等物の 期首残高		6,446	8,611	6,446
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	6,612	11,307	8,611

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社4社は、すべて連結しております。 連結子会社名 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、すべて中間連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 当社におけるトレーディング商品に属する有価証券並びに連結子会社のトレーディングに関する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。 (2) トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左 (2) トレーディングの目的と範囲 同左</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左 (2) トレーディングの目的と範囲 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法によっております。</p> <p>イ 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>ロ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、建物8～47年、器具・備品4～8年であります。</p>	<p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>イ 時価のあるもの 同左</p> <p>ロ 時価のないもの 同左</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正による法人税法の改正(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴う、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>イ 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>ロ 時価のないもの 同左</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(5) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、主として各社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p> <p>(5) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p> <p>(5) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、主として当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 主として税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。 なお、仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、その差額は「その他流動負債」に含めて表示しております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。</p>	<p>役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、前連結会計年度の下期より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 従って、前中間連結会計期間は従来の方によっており、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税金等調整前中間純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。 また、当社の平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されております。さらに、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されております。</p> <p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社の平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。</p> <p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 主として税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は54,239百万円であります。 中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が6百万円減少しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は55,394百万円であります。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が18百万円減少しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金の会計処理について) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、当連結会計年度より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 これにより、営業利益、経常利益が16百万円、税金等調整前当期純利益が191百万円それぞれ減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>なお、同報告は平成19年4月13日に公表されたため、当該会計処理の変更は当下半期に行われております。従って、当中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税金等調整前中間純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																												
<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は5,369百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>796百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>6,915</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,711</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,962百万円及び信用取引の自己融資見返り株券318百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券90百万円及び信用取引の自己融資見返り株券4,488百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>4,070百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>31,224</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,294</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は100,312百万円です。</p> <p>4 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td>7,044百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,044</td> </tr> </table>	有形固定資産	796百万円	投資有価証券	6,915	計	7,711	短期借入金	4,070百万円	信用取引借入金	31,224	計	35,294	債券	7,044百万円	計	7,044	<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は5,852百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>749百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>7,279</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,028</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券9,679百万円及び信用取引の自己融資見返り株券305百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券127百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,942百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>3,970百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>15,107</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,077</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は65,882百万円です。</p> <p>4 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td>1,529百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,529</td> </tr> </table>	有形固定資産	749百万円	投資有価証券	7,279	計	8,028	短期借入金	3,970百万円	信用取引借入金	15,107	計	19,077	債券	1,529百万円	計	1,529	<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は5,654百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>7,157</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,917</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,719百万円及び信用取引の自己融資見返り株券408百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券103百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,970百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>4,070百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>23,844</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,914</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は81,102百万円です。</p> <p>4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <p>(資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>株券</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>1,647</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,740</td> </tr> </table> <p>(負債)</p> <table border="0"> <tr> <td>株券</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93</td> </tr> </table> <p>5 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	有形固定資産	760百万円	投資有価証券	7,157	計	7,917	短期借入金	4,070百万円	信用取引借入金	23,844	計	27,914	株券	93百万円	債券	1,647	受益証券	0	計	1,740	株券	93百万円	計	93	証券取引責任準備金		証券取引法第51条	
有形固定資産	796百万円																																																													
投資有価証券	6,915																																																													
計	7,711																																																													
短期借入金	4,070百万円																																																													
信用取引借入金	31,224																																																													
計	35,294																																																													
債券	7,044百万円																																																													
計	7,044																																																													
有形固定資産	749百万円																																																													
投資有価証券	7,279																																																													
計	8,028																																																													
短期借入金	3,970百万円																																																													
信用取引借入金	15,107																																																													
計	19,077																																																													
債券	1,529百万円																																																													
計	1,529																																																													
有形固定資産	760百万円																																																													
投資有価証券	7,157																																																													
計	7,917																																																													
短期借入金	4,070百万円																																																													
信用取引借入金	23,844																																																													
計	27,914																																																													
株券	93百万円																																																													
債券	1,647																																																													
受益証券	0																																																													
計	1,740																																																													
株券	93百万円																																																													
計	93																																																													
証券取引責任準備金																																																														
証券取引法第51条																																																														
<p>5 保証債務の残高は3百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		証券取引法第51条		<p>5 保証債務の残高は1百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		旧証券取引法第51条		<p>5 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		証券取引法第51条																																																	
証券取引責任準備金																																																														
証券取引法第51条																																																														
証券取引責任準備金																																																														
旧証券取引法第51条																																																														
証券取引責任準備金																																																														
証券取引法第51条																																																														

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額822百万円が含まれております。</p> <p>2 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金127百万円、団体保険配当金等41百万円、家賃・地代21百万円であります。</p> <p>3 営業外費用の主なものは、投資事業組合損5百万円、自己株式管理費用4百万円であります。</p> <p>4 固定資産売却益の主なものは、土地売却益14百万円であります。</p> <p>5 固定資産売却損の主なものは、器具・備品2百万円であります。</p> <p>6 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>	<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額929百万円が含まれております。</p> <p>2 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金171百万円、団体保険配当金等62百万円、家賃・地代22百万円であります。</p> <p>3 営業外費用の主なものは、投資事業組合損5百万円であります。</p> <p>4 固定資産売却益の主なものは、ゴルフ会員権0百万円であります。</p> <p>5 固定資産売却損の主なものは、器具・備品3百万円であります。</p> <p>6</p>	<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額890百万円が含まれております。</p> <p>2 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金187百万円、家賃・地代43百万円、団体保険配当金等37百万円であります。</p> <p>3 営業外費用の主なものは、投資事業組合損12百万円であります。</p> <p>4 固定資産売却益の主なものは、土地32百万円、ゴルフ会員権1百万円であります。</p> <p>5 固定資産売却損の主なものは器具・備品5百万円、建物2百万円であります。</p> <p>6 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県奈良市</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	奈良県奈良市		<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県奈良市</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	奈良県奈良市
用途	種類	場所																		
遊休資産	土地	静岡県伊豆市																		
遊休資産	土地	奈良県奈良市																		
用途	種類	場所																		
遊休資産	土地	静岡県伊豆市																		
遊休資産	土地	奈良県奈良市																		
<p>当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>		<p>当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	75,282,940			75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,820,957	13,545	203,773	1,630,729

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 13,545株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 203,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 773株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当中間連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	6 (1)

(注) 自己新株予約権については、(内書き)により表示しております。

なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,080	110	平成18年3月31日	平成18年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年9月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	736	10	平成18年9月30日	平成18年12月1日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	75,282,940			75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,581,515	3,028	58,211	1,526,332

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,028株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 58,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 211株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	当中間連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	24 (0)
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	5 ()
合 計			29

（注） 自己新株予約権については、（内書き）により表示しております。

なお、平成18年新株予約権および平成19年新株予約権は、いずれも権利行使期間の初日が到来して
おりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,422	60	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年9月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	737	10	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75,282,940			75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,820,957	17,111	256,553	1,581,515

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 17,111株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 255,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 1,553株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	18 (1)

（注） 自己新株予約権については、（外書き）により表示しております。

なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,080	110	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成18年9月14日 取締役会	普通株式	736	10	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,422	60	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 6,652百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 40 <hr/> 現金及び現金同等物 6,612	1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 11,307百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 <hr/> 現金及び現金同等物 11,307	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 8,611百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 <hr/> 現金及び現金同等物 8,611

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	5	<hr/>		中間連結会計期間末残高相当額	9	未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		1年以内	2百万円	1年超	6	<hr/>		計	9	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1	支払利息相当額	0	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	8	<hr/>		中間連結会計期間末残高相当額	6	未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		1年以内	2百万円	1年超	4	<hr/>		計	6	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1	支払利息相当額	0	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	6	<hr/>		期末残高相当額	7	1年以内	2百万円	1年超	5	<hr/>		計	8	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	2	支払利息相当額	0
取得価額相当額	14百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	5																																																																							
<hr/>																																																																								
中間連結会計期間末残高相当額	9																																																																							
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額																																																																								
1年以内	2百万円																																																																							
1年超	6																																																																							
<hr/>																																																																								
計	9																																																																							
支払リース料	1百万円																																																																							
減価償却費相当額	1																																																																							
支払利息相当額	0																																																																							
取得価額相当額	14百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	8																																																																							
<hr/>																																																																								
中間連結会計期間末残高相当額	6																																																																							
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額																																																																								
1年以内	2百万円																																																																							
1年超	4																																																																							
<hr/>																																																																								
計	6																																																																							
支払リース料	1百万円																																																																							
減価償却費相当額	1																																																																							
支払利息相当額	0																																																																							
取得価額相当額	14百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	6																																																																							
<hr/>																																																																								
期末残高相当額	7																																																																							
1年以内	2百万円																																																																							
1年超	5																																																																							
<hr/>																																																																								
計	8																																																																							
支払リース料	3百万円																																																																							
減価償却費相当額	2																																																																							
支払利息相当額	0																																																																							

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末のいずれにおいても該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株券・ 新株予約権証書	3,747	11,033	7,285	3,728	11,084	7,356	3,678	11,228	7,549
計	3,747	11,033	7,285	3,728	11,084	7,356	3,678	11,228	7,549

3 時価評価されていない有価証券

内容	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 (流動資産に属するもの)			
非上場株式	171	131	143
その他	9	9	9
小計	180	140	152
その他有価証券 (固定資産に属するもの)			
非上場株式	552	471	543
その他	314	296	307
小計	866	768	850
合計	1,047	908	1,002

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株価指数先物取引									
売建									
買建									
株価指数 オプション取引									
売建									
買建									
債券先物取引									
売建									
買建									
債券 オプション取引									
売建									
買建									
為替予約取引									
売建									
豪ドル	1,654	1,656	2	2,047	2,072	25	2,176	2,187	11
米ドル	448	449	1	131	130	0	39	39	0
その他	11	11	0	13	13	0	12	12	0
買建									
豪ドル	1,260	1,261	1	1,560	1,573	12	2,176	2,187	11
米ドル	459	462	2	127	127	0	48	48	0
その他	11	11	0	12	12	0	6	6	0

(注) 時価の算定方法は以下のとおりであります。

株価指数先物取引.....主たる金融商品取引所が定める精算値段

株価指数オプション取引.....主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

債券先物取引.....主たる金融商品取引所が定める精算値段

債券オプション取引.....主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

為替予約取引.....割引現在価値により算定した額

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 前中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費 6百万円

2. スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 124,000株
付与日	平成18年7月18日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できません。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 その他の条件は、第86期定時株主総会及び平成18年7月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成18年7月18日 ~平成20年6月27日
権利行使期間	平成20年6月28日 ~平成28年6月27日
権利行使価格	1,699円
付与日における公正な評価単価	426円

当中間連結会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

1. 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費 5百万円

2. ストック・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1名 当社の従業員 127名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 104,000株
付与日	平成19年 8月 1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成19年 8月 1日 ～平成21年 7月13日
権利行使期間	平成21年 7月14日 ～平成29年 7月13日
権利行使価格	1,387円
付与日における公正な評価単価	395円

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 前連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費 18百万円

2. ストック・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 124,000株
付与日	平成18年7月18日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できません。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>その他の条件は、第86期定時株主総会及び平成18年7月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成18年7月18日 ～平成20年6月27日
権利行使期間	平成20年6月28日 ～平成28年6月27日
権利行使価格	1,699円
付与日における公正な評価単価	426円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、当企業集団は、有価証券の売買等、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の引受及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いなどの証券業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、在外子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）及び前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額(円)	736.42	716.63	751.61
1株当たり中間(当期)純利益(円)	32.42	26.61	55.60
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益(円)	32.32	26.58	55.46

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の純資産の部の合計額 (百万円)	54,245	52,886	55,413
普通株式に係る純資産額(百万円)	54,239	52,856	55,394
差額の主な内訳(百万円)			
新株予約権	6	29	18
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	75,282,940	75,282,940
普通株式の自己株式数(株)	1,630,729	1,526,332	1,581,515
1株当たり純資産の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,652,211	73,756,608	73,701,425

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	2,384	1,961	4,092
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	2,384	1,961	4,092
普通株式の期中平均株式数(株)	73,529,660	73,716,435	73,595,626
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
普通株式増加数(株)	240,894	93,672	192,719
(うち新株予約権)	(233,184)	(93,672)	(187,962)
(うち株式譲渡請求権が存在する 自己株式)	(7,710)	()	(4,757)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種(新株予約権1,220個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種(新株予約権1,950個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種(新株予約権1,140個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		ストックオプション制度の導入 当社は平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第238条及び239条の規定に基づき、当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議しております。 詳細につきましては「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(8)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	第87期 中間会計期間末 (平成18年9月30日)		第88期 中間会計期間末 (平成19年9月30日)		第87期 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金		6,635		11,288		8,591	
預託金		24,955		22,599		27,923	
顧客分別金信託		24,853		22,498		27,822	
その他の預託金		101		101		101	
トレーディング商品		7,044		1,529		1,741	
商品有価証券等	4	7,044		1,529		1,740	
デリバティブ取引		0				0	
約定見返勘定				64		725	
信用取引資産		75,781		58,271		65,486	
信用取引貸付金		75,165		57,777		65,098	
信用取引借証券担保金		615		493		387	
立替金		11		82		6	
募集等払込金		2,906		3,122		3,144	
短期差入保証金		80					
短期貸付金		5		8		7	
未収収益		1,271		1,265		1,156	
繰延税金資産		436		549		542	
その他流動資産		90		102		115	
貸倒引当金		4		69		4	
流動資産計		119,214	86.9	98,814	85.2	109,434	86.1
固定資産							
有形固定資産	1	2,569		2,148		2,258	
無形固定資産	2	1,259		914		1,103	
投資その他の資産		14,074		14,084		14,336	
投資有価証券	2	11,850		11,809		12,032	
関係会社株式		1,074		1,074		1,074	
長期貸付金		1		1		1	
長期差入保証金		892		974		975	
長期前払費用		19		19		16	
その他		236		206		235	
固定資産計		17,903	13.1	17,147	14.8	17,698	13.9
資産合計		137,117	100.0	115,962	100.0	127,133	100.0

区分	注記 番号	第87期 中間会計期間末 (平成18年9月30日)		第88期 中間会計期間末 (平成19年9月30日)		第87期 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
トレーディング商品				11		93	
商品有価証券等						93	
デリバティブ取引				11			
約定見返勘定		5,395					
信用取引負債		33,903		17,210		27,000	
信用取引借入金	2	31,224		15,107		23,844	
信用取引貸証券受入金		2,679		2,102		3,155	
預り金		16,203		15,793		16,017	
受入保証金		15,749		14,317		15,490	
短期借入金	2	4,553		7,613		4,641	
未払金		283		428		323	
未払費用		275		286		315	
未払法人税等		441		1,324		1,475	
賞与引当金		820		928		890	
役員賞与引当金						30	
その他流動負債		3		4		1	
流動負債計		77,629	56.6	57,917	49.9	66,277	52.1
固定負債							
繰延税金負債		2,553		2,589		2,661	
退職給付引当金		1,953		1,675		1,877	
役員退職慰労引当金						191	
長期未払金				225			
その他固定負債		299		280		294	
固定負債計		4,807	3.5	4,771	4.1	5,024	4.0
特別法上の準備金	6						
証券取引責任準備金		718		792		774	
特別法上の準備金計		718	0.5	792	0.7	774	0.6
負債合計		83,155	60.6	63,482	54.7	72,075	56.7

区分	注記 番号	第87期 中間会計期間末 (平成18年9月30日)		第88期 中間会計期間末 (平成19年9月30日)		第87期 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		10,000	7.3	10,000	8.6	10,000	7.9
資本剰余金							
資本準備金		3,590		3,590		3,590	
その他資本剰余金		87		101		91	
資本剰余金合計		3,677	2.7	3,692	3.2	3,682	2.9
利益剰余金							
利益準備金		1,909		1,909		1,909	
その他利益剰余金							
特別償却準備金		11		2		4	
別途積立金		32,259		31,075		31,522	
繰越利益剰余金		2,334		1,912		3,975	
利益剰余金合計		36,514	26.6	34,899	30.1	37,411	29.4
自己株式		952	0.7	897	0.8	927	0.7
株主資本合計		49,240	35.9	47,694	41.1	50,166	39.5
評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金		4,715		4,755		4,872	
評価・換算差額等							
合計		4,715	3.4	4,755	4.1	4,872	3.8
新株予約権		6	0.0	29	0.0	18	0.0
純資産合計		53,962	39.4	52,479	45.3	55,057	43.3
負債純資産合計		137,117	100.0	115,962	100.0	127,133	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	第87期中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		第88期中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		第87期要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
受入手数料		8,487		9,778		17,605	
委託手数料		5,291		5,343		10,838	
引受・売出し手数料		122		42		221	
募集・売出しの取扱い 手数料		1,903		2,677		4,022	
その他		1,169		1,714		2,522	
トレーディング損益	1	1,431		919		2,991	
金融収益		826		872		1,619	
営業収益計		10,745	100.0	11,570	100.0	22,216	100.0
金融費用		195	1.8	207	1.8	398	1.8
純営業収益		10,549	98.2	11,362	98.2	21,818	98.2
販売費・一般管理費							
取引関係費		953		824		1,827	
人件費		4,123		4,337		8,252	
不動産関係費		1,106		1,136		2,223	
事務費		937		871		1,751	
減価償却費	2	610		526		1,234	
租税公課		75		78		154	
貸倒引当金繰入		0		69		0	
その他		541		534		1,107	
販売費・一般管理費計		8,347	77.7	8,379	72.4	16,552	74.5
営業利益		2,201	20.5	2,983	25.8	5,266	23.7
営業外収益		191	1.8	260	2.2	279	1.3
営業外費用		13	0.1	7	0.1	20	0.1
経常利益		2,379	22.1	3,236	28.0	5,525	24.9
特別利益							
固定資産売却益	3	15		0		34	
前期損益修正益				8			
投資有価証券売却益		1		0		43	
貸倒引当金戻入				0			
その他		1		4		1	
特別利益計		19	0.2	13	0.1	80	0.4
特別損失							
役員退職慰労引当金繰入						174	
投資有価証券評価減		13		21		17	
固定資産売却損	4	3		3		9	
投資有価証券売却損						0	
証券取引責任準備金繰入		57		18		113	
減損損失	5	1				1	
特別損失計		76	0.7	43	0.4	317	1.4

区分	注記 番号	第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		第87期要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
税引前中間(当期)純利益		2,322	21.6	3,206	27.7	5,288	23.8
法人税、住民税及び事業税		431	4.0	1,305	11.3	1,874	8.4
法人税等調整額		439	4.1	9	0.1	550	2.5
中間(当期)純利益		2,330	21.7	1,909	16.5	3,963	17.8

【中間株主資本等変動計算書】

第87期中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成18年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	66	3,657	1,909
中間会計期間中の変動額					
別途積立金の取崩(注)					
特別償却準備金の取崩(注)					
剰余金の配当(注)					
役員賞与の支給(注)					
中間純利益					
特別償却準備金の取崩					
自己株式の取得					
自己株式の処分			20	20	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			20	20	
平成18年9月30日残高(百万円)	10,000	3,590	87	3,677	1,909

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	26	32,614	7,766	42,315	1,047	54,925
中間会計期間中の変動額						
別途積立金の取崩(注)		354	354			
特別償却準備金の取崩(注)	9		9			
剰余金の配当(注)			8,080	8,080		8,080
役員賞与の支給(注)			50	50		50
中間純利益			2,330	2,330		2,330
特別償却準備金の取崩	4		4			
自己株式の取得					24	24
自己株式の処分					118	139
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	14	354	5,431	5,800	94	5,685
平成18年9月30日残高(百万円)	11	32,259	2,334	36,514	952	49,240

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,644	5,644		60,570
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の取崩(注)				
特別償却準備金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)				8,080
役員賞与の支給(注)				50
中間純利益				2,330
特別償却準備金の取崩				
自己株式の取得				24
自己株式の処分				139
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	928	928	6	922
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	928	928	6	6,607
平成18年9月30日残高(百万円)	4,715	4,715	6	53,962

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第88期中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	91	3,682	1,909
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					
別途積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
自己株式の取得					
自己株式の処分			10	10	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			10	10	
平成19年9月30日残高(百万円)	10,000	3,590	101	3,692	1,909

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	4	31,522	3,975	37,411	927	50,166
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当			4,422	4,422		4,422
中間純利益			1,909	1,909		1,909
別途積立金の取崩		447	447			
特別償却準備金の取崩	2		2			
自己株式の取得					3	3
自己株式の処分					34	44
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2	447	2,062	2,512	30	2,471
平成19年9月30日残高(百万円)	2	31,075	1,912	34,899	897	47,694

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,872	4,872	18	55,057
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				4,422
中間純利益				1,909
別途積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
自己株式の取得				3
自己株式の処分				44
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	117	117	11	105
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	117	117	11	2,577
平成19年9月30日残高(百万円)	4,755	4,755	29	52,479

第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	66	3,657
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩(注)				
特別償却準備金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)				
役員賞与の支給(注)				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
自己株式の取得				
自己株式の処分			24	24
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)			24	24
平成19年3月31日残高(百万円)	10,000	3,590	91	3,682

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
特別償却 準備金		別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	1,909	26	32,614	7,766	42,315	1,047	54,925
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩(注)			354	354			
特別償却準備金の取崩(注)		9		9			
剰余金の配当(注)				8,080	8,080		8,080
役員賞与の支給(注)				50	50		50
当期純利益				3,963	3,963		3,963
特別償却準備金の取崩		11		11			
剰余金の配当			736		736		736
自己株式の取得						29	29
自己株式の処分						149	174
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)		21	1,091	3,791	4,903	119	4,759
平成19年3月31日残高(百万円)	1,909	4	31,522	3,975	37,411	927	50,166

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,644	5,644		60,570
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩(注)				
特別償却準備金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)				8,080
役員賞与の支給(注)				50
当期純利益				3,963
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				736
自己株式の取得				29
自己株式の処分				174
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	771	771	18	753
事業年度中の変動額合計(百万円)	771	771	18	5,512
平成19年3月31日残高(百万円)	4,872	4,872	18	55,057

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>	<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p>

<p>第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごと一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8～47年、器具・備品4～8年であります。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用については、定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>5 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。 (3) (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>4 固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正による法人税法の改正（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴う、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>同左</p> <p>5 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) (4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>4 固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>5 引当金及び準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>

<p>第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(5)</p> <p>(6) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、「証券取引法」第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 8 消費税等の会計処理方法 税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間期の費用として処理しております。なお、仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、その差額は「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、前事業年度の下期より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税引前中間純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。 また、平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されております。さらに、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されております。 (6) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、旧「証券取引法」第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 7 リース取引の処理方法 同左 8 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 平成19年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。また、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止時の要支給額を取締役及び監査役の退任時に支給することが決議されました。 (6) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、「証券取引法」第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出された額を計上しております。 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 7 リース取引の処理方法 同左 8 消費税等の会計処理方法 税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>

会計処理の変更

<p>第87期中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>第88期中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>第87期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は53,955百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が6百万円減少しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は55,039百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が18百万円減少しております。 (役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。 (役員退職慰労引当金の会計処理について) 当社では従来、役員退職慰労金につきまして、支出時の費用とする会計処理を行ってまいりましたが、「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」の改正について」が公表されたことに鑑み、当事業年度より社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することと致しました。 これにより、営業利益、経常利益が16百万円、税引前当期純利益が191百万円それぞれ減少しております。 なお、同報告は平成19年4月13日に公表されたため、当該会計処理の変更は当下半年に行われております。</p>

第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		従って、当中間会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益が7百万円、税引前当期純利益が181百万円それぞれ多く計上されております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第87期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	第88期中間会計期間末 (平成19年9月30日)	第87期 (平成19年3月31日)																																																																
<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は4,126百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>6,915</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,475</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,962百万円及び信用取引の自己融資見返り株券318百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券90百万円及び信用取引の自己融資見返り株券4,488百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>4,070百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>31,224</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,294</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は100,312百万円です。</p> <p>4 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td>7,044百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,044</td> </tr> </table>	有形固定資産	559百万円	投資有価証券	6,915	計	7,475	短期借入金	4,070百万円	信用取引借入金	31,224	計	35,294	債券	7,044百万円	計	7,044	<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は4,569百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>528百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>7,279</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,808</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券9,679百万円及び信用取引の自己融資見返り株券305百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券127百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,942百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>3,970百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>15,107</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,077</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は65,882百万円です。</p> <p>4 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td>1,529百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,529</td> </tr> </table>	有形固定資産	528百万円	投資有価証券	7,279	計	7,808	短期借入金	3,970百万円	信用取引借入金	15,107	計	19,077	債券	1,529百万円	計	1,529	<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額は4,392百万円です。</p> <p>2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>531百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>7,157</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,688</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券14,719百万円及び信用取引の自己融資見返り株券408百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、投資有価証券103百万円及び信用取引の自己融資見返り株券5,970百万円を差し入れております。</p> <p>上記担保提供資産の対象となる債務は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>4,070百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金</td> <td>23,844</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,914</td> </tr> </table> <p>3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は81,102百万円です。</p> <p>4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(資産)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>債券</td> <td>1,647</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,740</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(負債)</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93</td> </tr> </table> <p>5 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	有形固定資産	531百万円	投資有価証券	7,157	計	7,688	短期借入金	4,070百万円	信用取引借入金	23,844	計	27,914	(資産)		株券	93百万円	債券	1,647	受益証券	0	計	1,740	(負債)		株券	93百万円	計	93	証券取引責任準備金		証券取引法第51条	
有形固定資産	559百万円																																																																	
投資有価証券	6,915																																																																	
計	7,475																																																																	
短期借入金	4,070百万円																																																																	
信用取引借入金	31,224																																																																	
計	35,294																																																																	
債券	7,044百万円																																																																	
計	7,044																																																																	
有形固定資産	528百万円																																																																	
投資有価証券	7,279																																																																	
計	7,808																																																																	
短期借入金	3,970百万円																																																																	
信用取引借入金	15,107																																																																	
計	19,077																																																																	
債券	1,529百万円																																																																	
計	1,529																																																																	
有形固定資産	531百万円																																																																	
投資有価証券	7,157																																																																	
計	7,688																																																																	
短期借入金	4,070百万円																																																																	
信用取引借入金	23,844																																																																	
計	27,914																																																																	
(資産)																																																																		
株券	93百万円																																																																	
債券	1,647																																																																	
受益証券	0																																																																	
計	1,740																																																																	
(負債)																																																																		
株券	93百万円																																																																	
計	93																																																																	
証券取引責任準備金																																																																		
証券取引法第51条																																																																		
<p>5 保証債務の残高は3百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		証券取引法第51条		<p>5 保証債務の残高は1百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		旧証券取引法第51条		<p>5 保証債務の残高は2百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。</p> <p>6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>証券取引責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券取引法第51条</td> <td></td> </tr> </table>	証券取引責任準備金		証券取引法第51条																																																					
証券取引責任準備金																																																																		
証券取引法第51条																																																																		
証券取引責任準備金																																																																		
旧証券取引法第51条																																																																		
証券取引責任準備金																																																																		
証券取引法第51条																																																																		

(中間損益計算書関係)

第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
1 トレーディング損益の内訳は次のとおりであります。									
区分	第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	4	0	4	54	0	54	81	0	81
債券等・その他の トレーディング損益	1,427	8	1,436	876	11	865	2,899	10	2,910
債券等トレーディング損益	1,312	11	1,323	734	0	735	2,671	13	2,684
その他のトレーディング損益	114	2	112	141	12	129	228	2	226
計	1,422	8	1,431	930	11	919	2,980	11	2,991
2 当中間会計期間に実施した減価償却費は次のとおりであります。									
有形固定資産 346百万円 無形固定資産 258 投資その他の資産 5 計 610			有形固定資産 257百万円 無形固定資産 263 投資その他の資産 5 計 526			2 当期に実施した減価償却費は次のとおりであります。 有形固定資産 699百万円 無形固定資産 523 投資その他の資産 11 計 1,234			
3 固定資産売却益の主なものは、土地の売却益14百万円であります。									
3 固定資産売却益は、ゴルフ会員権0百万円であります。									
3 固定資産売却益の主なものは、土地32百万円、ゴルフ会員権1百万円であります。									
4 固定資産売却損の主なものは、器具・備品2百万円であります。									
4 固定資産売却損の主なものは、器具・備品3百万円であります。									
4 固定資産売却損の主なものは、建物2百万円、器具・備品6百万円であります。									

第87期中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	第87期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																		
<p>5 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="210 371 568 479"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県奈良市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	奈良県奈良市	<p>5</p>	<p>5 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1050 371 1407 479"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>静岡県伊豆市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>奈良県奈良市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最小単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地1百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価及び不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を適用しております。</p>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	奈良県奈良市
用途	種類	場所																		
遊休資産	土地	静岡県伊豆市																		
遊休資産	土地	奈良県奈良市																		
用途	種類	場所																		
遊休資産	土地	静岡県伊豆市																		
遊休資産	土地	奈良県奈良市																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第87期中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,820,957	13,545	203,773	1,630,729

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 13,545株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 203,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 773株

第88期中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,581,515	3,028	58,211	1,526,332

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,028株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 58,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 211株

第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,820,957	17,111	256,553	1,581,515

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 17,111株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 255,000株

単元未満株式買増請求に対する割当による減少 1,553株

(リース取引関係)

第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	5	<hr/>		中間期末残高相当額	9	1年以内	2百万円	1年超	6	<hr/>		計	9	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1	支払利息相当額	0	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	8	<hr/>		中間期末残高相当額	6	1年以内	2百万円	1年超	4	<hr/>		計	6	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1	支払利息相当額	0	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">(有形固定資産)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	14百万円	減価償却累計額相当額	6	<hr/>		期末残高相当額	7	1年以内	2百万円	1年超	5	<hr/>		計	8	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	2	支払利息相当額	0
取得価額相当額	14百万円																																																																			
減価償却累計額相当額	5																																																																			
<hr/>																																																																				
中間期末残高相当額	9																																																																			
1年以内	2百万円																																																																			
1年超	6																																																																			
<hr/>																																																																				
計	9																																																																			
支払リース料	1百万円																																																																			
減価償却費相当額	1																																																																			
支払利息相当額	0																																																																			
取得価額相当額	14百万円																																																																			
減価償却累計額相当額	8																																																																			
<hr/>																																																																				
中間期末残高相当額	6																																																																			
1年以内	2百万円																																																																			
1年超	4																																																																			
<hr/>																																																																				
計	6																																																																			
支払リース料	1百万円																																																																			
減価償却費相当額	1																																																																			
支払利息相当額	0																																																																			
取得価額相当額	14百万円																																																																			
減価償却累計額相当額	6																																																																			
<hr/>																																																																				
期末残高相当額	7																																																																			
1年以内	2百万円																																																																			
1年超	5																																																																			
<hr/>																																																																				
計	8																																																																			
支払リース料	3百万円																																																																			
減価償却費相当額	2																																																																			
支払利息相当額	0																																																																			

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前期のいずれにおいても子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

項目	第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	732.58	711.13	746.79
1株当たり中間(当期)純利益(円)	31.69	25.91	53.86
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益(円)	31.59	25.88	53.71

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間貸借対照表(貸借対照表)の純資産の部の合計額(百万円)	53,962	52,479	55,057
普通株式に係る純資産額(百万円)	53,955	52,450	55,039
差額の主な内訳(百万円)			
新株予約権	6	29	18
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	75,282,940	75,282,940
普通株式の自己株式数(株)	1,630,729	1,526,332	1,581,515
1株当たり純資産の算定に 用いられた普通株式の数(株)	73,652,211	73,756,608	73,701,425

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	2,330	1,909	3,963
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	2,330	1,909	3,963
普通株式の期中平均株式数(株)	73,529,660	73,716,435	73,595,626
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
普通株式増加数(株)	240,894	93,672	192,719
(うち新株予約権)	(233,184)	(93,672)	(187,962)
(うち株式譲渡請求権が存在する 自己株式)	(7,710)	()	(4,757)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種(新株予約権1,220個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種(新株予約権1,950個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種(新株予約権1,140個) なお、その概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第87期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第88期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第87期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		ストックオプション制度の導入 平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第238条及び239条の規定に基づき、当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議しております。 詳細につきましては「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(8)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

平成19年9月14日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議しております。

配当金の総額	737百万円
1株当たり配当金	普通配当 10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月3日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第87期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出。

2 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権発行の取締役会決議）の規定に基づく臨時報告書を平成19年7月17日関東財務局長に提出。

3 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記2臨時報告書の訂正報告書）を平成19年8月1日関東財務局長に提出。

4 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年8月10日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年10月26日関東財務局長に提出。

5 半期報告書の訂正報告書

訂正報告書（第87期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）半期報告書の訂正報告書）を平成19年8月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本	多	潤	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陸	田	雅	彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 潤 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。